

令和7・8年度川崎市競争入札有資格業者名簿
登録業者様

川崎市財政局資産管理部契約課長

「請書」案件における電子契約の全庁利用について（通知）

日頃から、契約事務に御協力いただき誠にありがとうございます。

電子契約については、財政局資産管理部契約課（以下「契約課」という。）で入札手続等を行う案件に加えて、令和7年12月1日からは、「請書」を作成する案件に限定して、契約課以外の案件についても導入しておりますが、これまで対象外としていた「事業所」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」及び「特別支援学校」が発注する案件についても、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社が提供するクラウド型電子契約サービス（電子印鑑GMOサイン）による電子契約を適用することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、契約課以外で「契約書」を作成する案件については、今回の電子契約の拡充対象には含まれておりませんので、御注意ください。

1 新たに対象となる契約

契約課以外の「請書」を作成する案件で、次の全ての要件を満たす場合

- (1) 工事（軽易工事含む）、委託、物品のいわゆる調達案件
- (2) 『「川崎市の組織」（2）機能図』において、「事業所」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」及び「特別支援学校」と表記されている部署で行う契約（「別紙1」参照）
- (3) 「川崎市競争入札参加資格名簿」に登録（業者登録）のある事業者、又は本市に債権者登録のある事業者（ただし、メールアドレス未登録の者は除く）と行う契約

※ 上記の全ての要件を満たさない案件については、従来どおり紙による請書の作成が必要となります（上記1（2）に記載の部署以外は、既に利用対象となっております）。

※ 企業会計（上下水道局、交通局、病院局）についても、同様の取扱いとなります。

2 開始時期

令和8年10月1日以降に予算執行何を起票する案件から適用します。

開始時期以降に電子契約の対象となる案件は、原則として電子契約となります。ただし、受注者が紙による請書の提出を希望する等電子契約による作成が困難な場合は、従来どおり紙による請書となります。

なお、「小学校」、「中学校」、「高等学校」及び「特別支援学校」については、令和8年12月1日から利用開始となります。

3 その他

- (1) 具体的な手続方法については、「別紙2」を参照ください。
- (2) 電子契約に関するQ Aについては、「別紙3」を参照ください。
- (3) 本市との間で電子契約を利用する場合は、受注者にGMOサインの使用料は発生いたしません。

(問合せ先)

川崎市財政局資産管理部契約課 調整係 電話：044-200-3695
土木契約係 電話：044-200-2099 物品契約係 電話：044-200-2093
建築契約係 電話：044-200-2101 委託契約係 電話：044-200-2097
各係共通 FAX：044-200-9901 E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp